

佐賀県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年十一月九日から平成二十二年十二月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 佐賀川久保鳥 栖線	鳥栖市本町一丁目字本町九三八番三 地先から 鳥栖市本町一丁目字本町九五九番五 地先まで	平成二二・一一・九